

【治水】5) サルダムではなく、旧川等を利用した河川環境への負荷が小さい遊水地により対応すべき。

図-1 に示すように遊水地を設置して洪水調節を行う場合、河川整備基本方針で定める 1/100 確率規模の洪水に対応するには、図に示すように当該市町の洪水防御対象区域内の農地面積の 3～4 割程度が遊水地として制約を受けます。天塩川流域は農業をはじめとして第一次産業が盛んな地域であることから、農地の多くが遊水地になると地域への影響は極めて大きいと考えられますし、特に名寄川では大半の農地が遊水地として制約を受けることになります。

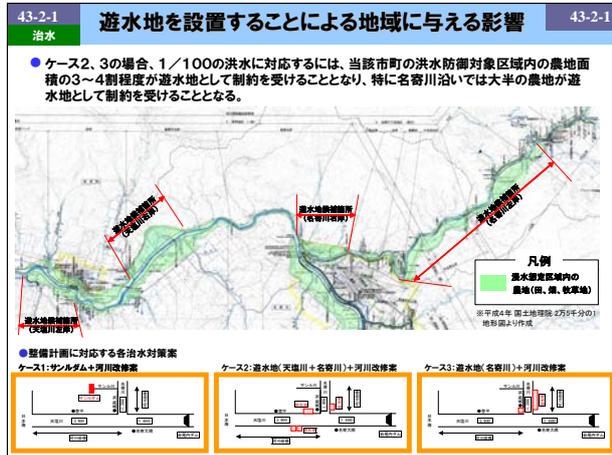


図-1

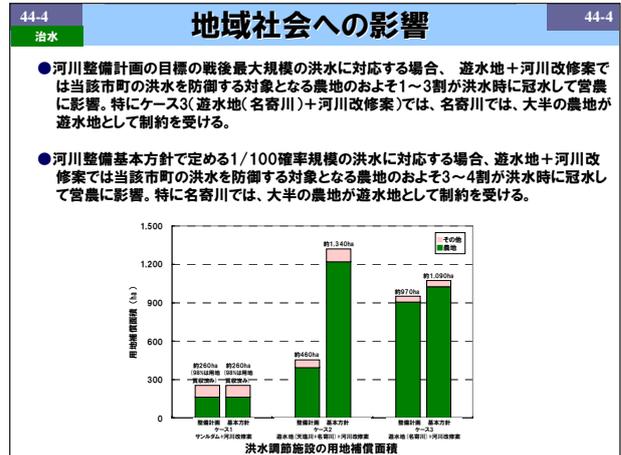


図-2

また、図-3 に示すように洪水調節施設は、基本的に施設を設置する地点から下流にしか効果がありませんが、図-4 に示すように天塩川の旧川は主に中・下流部にあることから、それらを遊水地として利用したとしても、その下流にしか効果がなく、人口、資産が集中している中・上流域を洪水被害から守ることはできません。

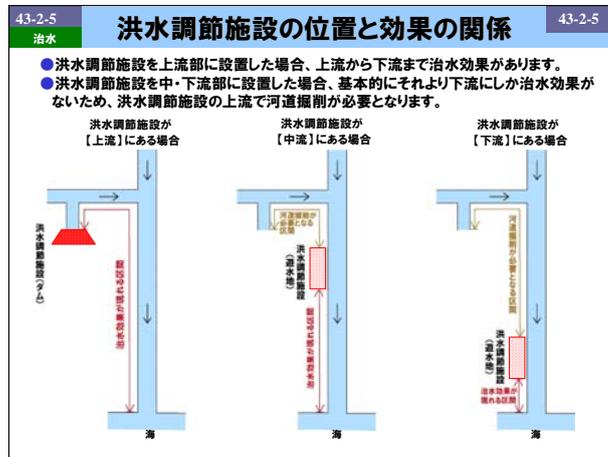


図-3

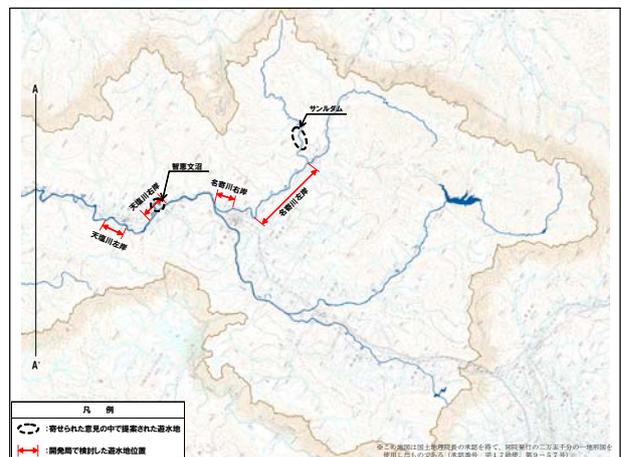


図-4